

再生可能エネルギー発電設備の系統連系申込みに対する 現行ルールおよび新ルール適用の考え方

1. 太陽光発電設備

■特別高圧・高圧連系

- ◆本年9月30日までに系統連系申込みを受付した案件
 - ・500kW以上の案件を対象に、年間30日までの無償での出力制御にご協力をいただきます。
 - ・500kW未満の案件については、無償での出力制御の対象ではございません。
- ◆本年10月1日以降（新ルール施行日以降も含む）に系統連系申込みを受付した案件
 - ・500kW未満、500kW以上の案件に限らず、新ルールにもとづき、年間360時間を超える無償での出力制御にご協力をいただきます（出力制御が年間360時間までの場合も無償でのご協力をいただきます）。

■低圧連系（住宅用太陽光発電設備（10kW未満）を含む）

- ◆新ルール施行日の前日までに系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、無償での出力制御の対象ではございません。
- ◆新ルール施行日以降に系統連系申込みを受付した案件
 - ・住宅用太陽光発電設備（10kW未満）も含めたすべての案件に対して、新ルールにもとづき、年間360時間を超える無償での出力制御にご協力をいただきます（出力制御が年間360時間までの場合も無償でのご協力をいただきます）。
 - ・ただし、住宅用太陽光発電設備（10kW未満）については、出力制御において、優先的に取扱う（出力10kW以上の太陽光発電設備に対して必要な範囲での出力制御を実施した上で、出力制御を行う）ことといたします。

2. 水力発電設備

■特別高圧・高圧連系

- ◆本年9月30日までに系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、無償での出力制御の対象ではございません。
- ◆本年10月1日以降（新ルール施行日以降も含む）に系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、無償での出力制御の対象ではございません。

■低圧連系

- ◆新ルール施行日の前日までに系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、無償での出力制御の対象ではございません。
- ◆新ルール施行日以降に系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、無償での出力制御の対象ではございません。

3. 地熱発電設備

■特別高圧・高圧連系

- ◆本年9月30日までに系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、無償での出力制御の対象ではございません。
- ◆本年10月1日以降（新ルール施行日以降も含む）に系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、無償での出力制御の対象ではございません。

■低圧連系

- ◆新ルール施行日の前日までに系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、無償での出力制御の対象ではございません。
- ◆新ルール施行日以降に系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、無償での出力制御の対象ではございません。

4. バイオマス発電設備

■特別高圧・高圧連系

- ◆本年9月30日までに系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、新ルール施行日の前日までは、電力系統の運用上必要な範囲で、火力発電設備と同様の受給運用にご協力をいただきます。新ルール施行日以降は、新ルールにもとづき、出力制御にご協力をいただきます。
- ◆本年10月1日以降、新ルール施行日の前日までに系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、新ルール施行日の前日までは、電力系統の運用上必要な範囲で、火力発電設備と同様の受給運用にご協力をいただきます。新ルール施行日以降は、新ルールにもとづき、出力制御にご協力をいただきます。
- ◆新ルール施行日以降に系統連系申込みを受付した案件
 - ・すべての案件について、新ルールにもとづき、出力制御にご協力をいただきます。

■低圧連系

◆新ルール施行日の前日までに系統連系申込みを受付した案件

- ・すべての案件について、新ルール施行日の前日までは、電力系統の運用上必要な範囲で、火力発電設備と同様の受給運用にご協力をいただきます。新ルール施行日以降は、新ルールにもとづき、出力制御にご協力をいただきます。

◆新ルール施行日以降に系統連系申込みを受付した案件

- ・すべての案件について、新ルールにもとづき、出力制御にご協力をいただきます。

※新ルールにもとづく、バイオマス発電設備の出力制御については、以下のとおりとなります。

(1) 地域型バイオマス発電（注）

電力系統の運用上必要な範囲での出力制御の対象とするが、(2) および(3)の出力制御を先行して実施することを前提とする。また、燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力制御が困難な場合は、出力制御の対象外とする。

(2) バイオマス専焼発電（(1)を除く）

電力系統の運用上必要な範囲での出力制御の対象とするが、(3)の出力制御を先行して実施することを前提とする。

(3) 化石燃料混焼発電

電力系統の運用上必要な範囲での出力制御の対象とする。

（注）メタン発酵ガス発電、一般廃棄物発電、木質バイオマス・農作物残さなどであって、地域に賦存する資源を有効活用する発電

5. 風力発電設備

■特別高圧・高圧連系

◆新ルール施行日の前日までに系統連系申込みを受付した案件

- ・500kW以上の案件を対象に、年間30日までの無償での出力制御にご協力をいただきます。
- ・500kW未満の案件については、無償での出力制御の対象ではございません。

◆新ルール施行日以降に系統連系申込みを受付した案件

- ・500kW以上の案件については、新ルールにもとづき、年間720時間までの無償での出力制御にご協力をいただきます。
- ・500kW未満の案件については、新ルールにもとづき、年間720時間までの無償での出力制御にご協力をいただきます。

■低圧連系

◆新ルール施行日の前日までに系統連系申込みを受付した案件

- ・すべての案件について、無償での出力制御の対象ではございません。

◆新ルール施行日以降に系統連系申込みを受付した案件

- ・すべての案件に対して、新ルールにもとづき、年間720時間までの無償での出力制御にご協力をいただきます。

※風力について、現時点では、新ルール施行日までに当社系統への風力連系量が、当社の風力受付可能量（200万kW）に達しない見込みであるため、上記のとおりとさせていただきますが、当社系統への風力連系量が当社の風力受付可能量に達した場合の取扱いについては、別途協議をさせていただきます。

以 上